

25監査公表第3号（平成25年2月7日付 福岡市公報第5992号 公表）分

（公の施設の指定管理者監査）

（事務監査）

1 特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト

監査の結果	措置の状況
<p>基本・実施協定書等の業務について適切な履行を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度「福岡市祇園音楽・演劇練習場」（以下「祇園練習場」という。）の管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、基本協定書等に基づき適切な履行を行うよう注意されたい。</p> <p>ア 実施協定書の管理運営業務の範囲及び基準において、施設を管理する統括責任者を常勤で配置し、受付案内業務従事者を午前10時から午後7時まで常時1名以上配置することとなっているが、統括責任者と受付案内業務従事者を兼務する1名しか配置していなかった。また、臨時職員のみ勤務する日が、週1日以上あった。さらに、実際に勤務する職員は、福岡市大橋音楽・演劇練習場（以下「大橋練習場」という。）と兼務していたため祇園練習場の統括責任者が大橋練習場で勤務していた。</p>	<p>【他の方法で対応（平成25年8月6日通知）】</p> <p>統括責任者と受付案内業務従事者については、募集時及び毎年度の事業計画書における配置内容を認めてきたこと及び今回の指定管理者との協議を踏まえ、平成25年度については、業務従事者（統括責任者を含む）を1名以上配置し、業務時間午前9時30分から午後11時のうち、原則として9時間以上を常勤職員（指定管理者の常勤職員）が勤務すること、また、指定管理者は可能な限り2名以上の配置に努めることとした。次期指定管理期間である平成26年度より、適正な人員配置に基づいて、指定管理者選定を行うこととした。</p> <p>臨時職員のみ勤務する日については、平成25年度より無いようにした。</p> <p>統括責任者の兼務については、これまで配置内容を認めてきたこと及び今回の指定管理者との協議を踏まえ、平成25年度については、統括する練習場に原則として週24時間勤務し、他方の練習場に原則として週16時間勤務することとした。次期指定管理期間である平成26年度より、統括責任者は統括する練習場に常勤で勤務することとした。</p>
<p>イ 基本協定書において、祇園練習場の収支に係る諸記録を整備しなければならないが、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成していなかった。</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>当該施設における実績表等の作成については、実施協定書に明確な記載がなかったため、平成25年度より勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等</p>

	<p>を作成するよう明文化した。</p> <p>指定管理者は、平成 25 年度より、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表を作成することとした。</p>
<p>ウ 実施協定書の管理運営業務の範囲及び基準において、舞台装置運営業務については、基幹要員の業務時間は午前 10 時から午後 7 時までとなっているが、舞台利用または打ち合わせ等がある日の必要な時間のみ勤務していた。</p>	<p>【措置済（平成25年 8 月 6 日通知）】</p> <p>当該施設の舞台装置運営業務については、仕様書の勤務を要しない日の規定を改めるとともに、指定管理者に対し、仕様書のとおり基幹要員の配置を行うよう指導した。</p> <p>指定管理者は、平成 25 年度より、改めた仕様書のとおり勤務することとした。</p>
<p>エ 基本協定書においては、経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにするよう規定されているが、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 収支に係る記録を帳簿として整備しておらず、経理状況を明らかにしていなかった。また、管理運営業務に係る経理を区分しておらず指定管理料に係る経費を反映した適正な収支決算書を作成していなかった。</p>	<p>【措置済（平成25年 8 月 6 日通知）】</p> <p>当該施設の収支にかかる記録の帳簿の整備と適正な収支決算書の作成について、帳簿の整備は実施協定書に明確な記載がなかったため明文化した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、収支に係る帳簿を紙で整備し、収支決算書に対応した項目ごとに確認できるようにしておくこととした。</p> <p>適正な収支決算書の作成は、帳簿に基づき、適正な収支決算書を平成 24 年度分より作成するようにした。</p>
<p>(イ) 事業報告書において、祇園練習場、大橋練習場及び指定管理者である「特定非営利活動法人福岡パフォーマンスアーツプロジェクト」の経理を区別せずに行っており、当該施設に係る人件費を明確にしていなかった。</p>	<p>【措置済（平成25年 8 月 6 日通知）】</p> <p>当該施設にかかる人件費の明確化については、これまでの事業報告書を改め、練習場に係る人件費を明確にするため、練習場の勤務実績に応じた次の算出方法により人件費を算出することとした。</p> <p>ア. 常勤職員については、練習場の勤務の時間数を明らかにし、それに応じたその月の給与等人件費を計上すること。</p> <p>イ. 臨時職員については、勤務実績表により算定された時間数を基に支出された金</p>

	<p>額を計上すること。</p> <p>指定管理者は、平成 25 年度分より事業報告書を改めることとした。</p>
<p>(ウ) 事業報告書において、業務委託料については、施設総合管理業務(清掃、警備、消防設備保守点検、エレベーター保守点検、シャッター保守点検、受水槽清掃、空調設備、自動扉保守、建物保守点検等)について、祇園練習場及び大橋練習場の 2 施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p>	<p>【措置済（平成25年 8 月 6 日通知）】</p> <p>施設総合管理業務の業務委託料の明確化については、これまで祇園練習場及び大橋練習場の 2 施設分を一緒に再委託することを認めていたが、当該施設にかかる内訳が明確でなかったことから、今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p> <p>指定管理者は、平成 25 年度より、2 施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。</p>
<p>(エ) 事業報告書において、舞台管理業務について、祇園練習場及び大橋練習場の 2 施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p>	<p>【措置済（平成25年 8 月 6 日通知）】</p> <p>舞台管理業務の業務委託料の明確化については、これまで祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託することを認めていたが、当該施設にかかる内訳が明確でなかったことから、今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p> <p>指定管理者は、平成 25 年度より、2 施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。</p>

2 F P A P ・ 子 ども 文 化 コ ミ ュ ニ テ ィ 共 同 事 業 体

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>基本・実施協定書等の業務について適切な履行を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成 23 年度及び同 24 年度「福岡市大橋音楽・演劇練習場」(以下「大橋練習場」という。)の管理運営業務において、次のような事例</p>	<p>【他の方法で対応（平成25年 8 月 6 日通知）】</p> <p>統括責任者と受付案内業務従事者については、募集時及び毎年度の事業計画書における配置内容を認めてきたこと及び今回の指定管理者との協議を踏まえ、平成25年度については、業務従事者(統括責任者を含む)を1名以上配置し、業務時間午前9時30分から午後11時のうち、原則として</p>

<p>が見受けられた。</p> <p>今後、基本協定書等に基づき適切な履行を行うよう注意されたい。</p> <p>ア 実施協定書の管理運営業務の範囲及び基準において、施設を管理する統括責任者を常勤で配置し、受付案内業務従事者を午前9時30分から午後11時まで常時1名以上配置することとなっているが、統括責任者と受付案内業務従事者を兼務する1名しか配置していなかった。また、臨時職員のみ勤務する日が、週2日以上あり、平成24年9月については、統括責任者をほとんど配置していなかった。さらに、実際に勤務する職員は、福岡市祇園音楽・演劇練習場（以下「祇園練習場」という。）と兼務していたため大橋練習場の統括責任者が祇園練習場で勤務していた。</p>	<p>9時間以上を常勤職員（指定管理者の常勤職員）が勤務すること、また、指定管理者は可能な限り2名以上の配置に努めることとした。次期指定管理期間である平成26年度より、適正な人員配置に基づいて、指定管理者選定を行うこととした。</p> <p>臨時職員のみ勤務する日については、平成25年度より無いようにした。</p> <p>統括責任者の兼務については、これまで配置内容を認めてきたこと及び今回の指定管理者との協議を踏まえ、平成25年度については、統括する練習場に原則として週24時間勤務し、他方の練習場に原則として週16時間勤務することとした。次期指定管理期間である平成26年度より、統括責任者は統括する練習場に常勤で勤務することとした。</p>
<p>イ 基本協定書において、大橋練習場の収支に係る諸記録を整備しなければならないが、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成していなかった。</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>当該施設における実績表等の作成については、実施協定書に明確な記載がなかったため、平成25年度より勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成するよう明文化した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表を作成することとした。</p>
<p>ウ 基本協定書においては、経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにするよう規定されているが、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 収支に係る記録を帳簿として整備しておらず、経理状況を明らかにしていなかった。また、管理運営業務に係る経理を区分しておらず指定管理料に係る経費を反映した適正な収支決算書を</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>当該施設の収支にかかる記録の帳簿の整備と適正な収支決算書の作成について、帳簿の整備は実施協定書に明確な記載がなかったため明文化した。</p> <p>指定管理者は、平成25年度より、収支に係る帳簿を紙で整備し、収支決算書に対応した項目ごとに確認できるようにしておくこととした。</p>

<p>作成していなかった。</p>	<p>適正な収支決算書の作成は、帳簿に基づき、適正な収支決算書を平成 24 年度分より作成するようにした。</p>
<p>(イ) 事業報告書において、大橋練習場、祇園練習場及び指定管理者の構成団体である「特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト」の経理を区別せずに行っており、当該施設に係る人件費を明確にしていなかった。</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>当該施設にかかる人件費の明確化については、これまでの事業報告書を改め、練習場に係る人件費を明確にするため、練習場の勤務実績に応じた次の算出方法により人件費を算出することとした。</p> <p>ア. 常勤職員については、練習場の勤務の時間数を明らかにし、それに応じたその月の給与等人件費を計上すること。</p> <p>イ. 臨時職員については、勤務実績表により算定された時間数を基に支出された金額を計上すること。</p> <p>指定管理者は、平成 25 年度分より事業報告書を改めることとした。</p>
<p>(ウ) 事業報告書において、業務委託料については、施設総合管理業務(清掃、警備、消防設備保守点検、エレベーター保守点検、シャッター保守点検、受水槽清掃、空調設備、自動扉保守、建物保守点検等)について、大橋練習場及び祇園練習場の 2 施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>施設総合管理業務の業務委託料の明確化については、これまで大橋練習場及び祇園練習場の2施設分を一緒に再委託することを認めていたが、当該施設にかかる内訳が明確でなかったことから、今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p> <p>指定管理者は、平成 25 年度より、2 施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。</p>
<p>(エ) 事業報告書において、舞台管理業務について、福岡市祇園音楽・演劇練習場舞台管理業務委託の中の一項目として再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>舞台管理業務の業務委託料の明確化については、これまで大橋練習場及び祇園練習場の2施設分を一緒に再委託することを認めていたが、当該施設にかかる内訳が明確でなかったことから、今後は当該施設にかかる業務委託料を明確にするよう指導した。</p>

	指定管理者は、平成 25 年度より、2 施設分の再委託契約を施設毎に行うこととした。
--	--